

令和7年度 大阪市立翼南小学校 いじめ防止等に係る基本方針

1 いじめ防止等に係る基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応などについて定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 大阪市いじめ対策の基本理念

①いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する

法第1条にある通り、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」。

子ども同士がいじめ、いじめられることによって成長していくといった、いじめは子どもの成長過程に必要な経験であるかのような見方は、誤っている。いじめは、いじめを受ける子どもはもとより、いじめる側や観衆・傍観者を含め、子どもの健全な成長にとって看過できない悪影響を及ぼす深刻な問題である。いじめを受ける子どもの人権が侵害され、尊厳が損なわれるおそれのある重大な問題である。

行政や学校にとって最も大切な責務は、一刻も早く、「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復し、守っていく」ために、いじめに苦しむ子どもやその保護者を支援することである。

いじめ事案への対処は、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先しなければならない。この理念を本市の教育行政その他いじめに関連する行政の施策を方向付ける基本中の基本とする。

②大阪市は「いじめを許さない」

また、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるとの意見など、いじめの問題について部分的にでもいじめられる側の責に帰す論理は断じて受け入れられない。いじめ問題に対しては、いじめる側が悪いのだ、というぶれない認識で臨むことが必要である。いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である、という指導が首尾一貫して徹底されなければならない。

したがって、「大阪市及び大阪市立学校は、いじめを絶対に許さない」。許さないのはいじめという行為であって、加害児童生徒を許さないという意味ではない。被害児童生徒をいじめから救済し、その尊厳を守ることを最優先するとともに、加害児童生徒の人格形成を健全なものにするためにも、「いじめを許さない」というぶれない方針の下、事前に明示したルールに基づき、重篤度に応じた段階的な指導その他の措置で対応する必要がある。

③回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」

いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復するためには、いじめを行っている子どもに直ちにいじめ行為をやめさせることはもとより、いじめに苦しんでいる子どもに、いじめを行っている子どもとの人間関係を断ち切る自由を保障する必要があり、大人には、いじめられている子どもをいじめが行われている閉鎖的な集団から解放する責任がある。

いじめは、往々にして、友だち・仲間のように見える集団において発生し、ときには、いじめを受けている児童生徒自身が（仲間の一員でありたいという気持ち、いじめられていると認めたくない自尊心などから）仲良しを装ったり、人間関係を維持しようとしたりする場合もある。

構成員の固定化した学校・学級においては、集団の同調圧力が強いが、このことが逃げ場のないいじめを生みやすい。文部科学省の「いじめ対策Q&A」（平成19年2月）が、「学校やクラスなどの子ども集団でいじめが起こりやすい」理由は、「学校やクラスは、異質な

ものを排除して集団の結びつきを強めようとする傾向があり、集団内での不適応や人間関係のゆがみが表れやすいから」であるとしている通りである。ちなみに、学校や職場でのいじめが問題になる一方で、大学ではいじめはあまり問題にならないが、その最大の理由は、大学では人間関係を比較的自由に選べるからである。

学級その他の集団や仲間の人間関係の回復は、望ましいことではあっても、いじめ事案への対処の一義的な目的ではない。例えば、仲直りによる解決を目指し、かえって事態を悪化させることもある。集団づくりを至上の価値としがちな我が国の教育界において見失われがちな観点であるので、この点は特に強調する必要がある。いじめ対策として、当たり前のように、集団づくり、心の通う人間関係、学級の絆、等々、「集団」生活を強調する傾向が見られるが、いじめ対策の理念として強調すべきは、「集団」ではなく、「個人」の尊厳である。法第1条がこの法律の目的として「児童等の尊厳を保持するため」と謳っている通りである。

「心の通う」人間関係などは、それ自体は重要な教育目標の一つであっても、いじめ対策として挙げるのは誤解を招く。「心の通わない」相手なら、いじめてもよいことになってしまいかねない。心が通うかどうか、理解し合えるかどうか、好きか嫌いか、友情の有無、等々にかかわらず、いじめは許されない。あえて青少年の言葉遣いで分かりやすく言えば、たとえ「ムカつく奴」と感じてもいじめてはダメ、という指導を徹底しなければならない。「人間関係の如何を問わず、いじめてはならない」、という「普遍的な」（相手を選ばない）理念こそ強調すべきものである。

日本国憲法の基本原理にもなっている「個人の尊厳」は、日本国民を含む現代人類が到達した「普遍的」価値観であり、いじめ対策の基本理念とするにふさわしい。

④被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする

本市におけるいじめ事案への対応については、被害児童生徒及びその保護者の要望・意見を聴取し、最大限尊重するものとする。

なお、この基本方針において、「被害児童生徒」とは、「いじめを受けた可能性のある児童生徒」のことをいう。いじめの事実が確認されるまでは被害者とはみなさないといった考え方で対応するならば、いじめを受けた子どもの尊厳を守ることは覚束なくなってしまうからである。

⑤被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える

被害児童生徒及びその保護者は、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に關し、十分な調査を求め、調査結果その他の事案に關連する情報の開示を請求する権利、いわば「知る権利」を有する。

他の児童生徒など関係者の個人情報保護に配慮する必要はあるが、個人情報保護を盾にとておざなりな調査や不十分な情報提供・説明にとどめることがあつてはならない。

大阪市及び大阪市立学校は、被害児童生徒・保護者に対する情報開示及び説明を積極的に行う責任を負う。

⑥隠蔽には厳正に対処する

いじめ事案の発生後の教育委員会や学校の対応として、被害児童生徒・保護者に対する自己防衛的な対応、いわんや事実の隠蔽は、決してあつてはならない。本市職員による隠蔽行

為に対しては、非違行為として厳正に対処するものとする。いじめを未然防止できなかったことは、教育者としての至らなさかもしれないが、発生してしまったいじめの隠蔽は、教育者以前に人間としての罪悪である。

⑦混乱の鎮静化を優先しない

また、平常どおりの学校運営の回復すなわち事態の沈静化を急ぐあまり、被害児童生徒・保護者の要望・意見等への対応がおざなりになつたりしてはならない。「教育的配慮」の名目の下に、事実解明もそこそこに幕引きを図るようなことは、決してあってはならない。

全国各地でのこれまでの事例を見ると、いじめ事案が表面化した後、学校や地域において混乱の鎮静化を望む空気が支配的になることにより、あたかも被害児童生徒・保護者に問題があるかのような噂が流布したり、トラブルメーカーのようにみなす誹謗中傷が行われたりするケースさえ少なくない。本市は、こうした二次被害ともいべき現象を防ぐために全力を挙げ、被害児童生徒・保護者の尊厳が守られるよう、在校生の保護者や地域住民に理解と協力を働き掛けるものとする。

⑧救済ルートの確保と対処ルールの明確化

以上の理念を実効性ある形で具体化するためには、いじめの疑いのある事案について、被害児童生徒及びその保護者の視点から、多様かつ利用しやすい救済ルートを確保するとともに、全ての児童生徒・保護者にとって公平・公正で信頼できる対処ルールを明確化する必要がある。

いじめを受けている児童生徒及び保護者にとって、事情に応じて利用しやすい形で複数の信頼性・実効性ある救済ルートが用意され、相談・通報から救済へ至る道筋が見えることは、決定的に重要である。いじめの被害児童生徒・保護者には学校・教育委員会に対する不信感がある場合も少なくないことから、学校・教育委員会への直接の相談・通報のほか、いじめに関する第三者的な外部相談・通報窓口を整備し、周知する必要がある。心のケアを主目的とする匿名の電話教育相談等とは既に存在するが、それらとは異なり、事案解決のための対処に繋がっていく相談・通報窓口である。相談・通報から被害児童生徒の救済へとつながっていく道筋を複数確保し、明示することが肝要である。

いじめ事案への対処ルールは、ルールである以上、適用に恣意的裁量が可能と見えてしまっては信頼性を失う。信頼感あるルールの条件として、同様の事案には同様のルールが公平・公正に適用されるという普遍性が不可欠であり、「教育的配慮」の名の下にルールを曖昧化する恣意性が持ち込まれてはならない。したがって、本基本方針は、下記2において、いじめの早期発見、調査、対応の各段階、並びに、重大事態への対処のいずれについても、本市及び市立学校におけるいじめの疑いのある事案への対処のあり方をルールとして明確化する。被害児童生徒のみならず加害児童生徒その他の児童生徒にとっても、公平・公正なルールに基づくぶれない対処こそ、最良の「教育的配慮」である。

4 本校の基本方針

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめ問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

いじめ問題への指導に関する具体的な内容

未然防止のための方策

① 道徳教育におけるいじめ問題の取扱い

教育委員会及び総合教育センターにおいて開発された共通カリキュラムの実践。

② 年間指導計画に基づいた教育実践

「いじめ（いのち）について考える日」に全学年で取組を行う。また、2学期、3学期にも取組を計画・実施し、職員会議等を活用して実践内容の共有や共通理解を図る。

③ 教職員のいじめ問題への対応能力の向上

生活指導研修会や人権教育実践研修会を実施し、教職員がいじめに対する正しい認識をもって指導にあたることができるようとする。また、総合教育センターの研修等においていじめ問題に関する研修プログラムを積極的に受講するなどして教職員の対応能力の向上を図る。

④ 幅広い人間関係の機会拡大

特別活動において各学年や学級の児童が交流を持てる場を設け、多様な人間関係を構築する機会を提供することによって、人格形成を健全なものにするとともに、いじめが生まれにくく深刻化しにくい土壤を醸成する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察など関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

5 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導部長、生活指導部、各学年主任、養護教諭とする。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

6 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生活指導部などと連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒（児童）指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定・実施
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携（大阪市子ども相談センター、24時間いじめ相談ダイヤルなど）
- (4) いじめ防止及びいじめの早期発見（各学期2回のいじめアンケート実施、スクールライフノートの活用）
- (5) いじめ防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合の「重大事態対応プロジェクトチーム」の編成（いじめ防止対策委員会を中心として編成する）
- (9) 必要に応じた心理など外部専門家の活用及び招聘（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「5」のいじめ防止対策委員会を中心とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企画した場合 等）
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（2）具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先しながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ① 情報の収集と事態の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ② いじめ防止対策委員会の編成
- ③ 関係保護者、教育委員会及び警察など関係機関との連携
- ④ P T A 役員との連携
- ⑤ 関係児童への指導
- ⑥ 関係保護者への対応
- ⑦ 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- ② 全校保護者への対応
- ③ マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ① 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ② 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ③ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- ④ 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画などの見直しについて

- （1）生活指導部会やスクリーニング会議Ⅰ・スクリーニング会議Ⅱにおいていじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- （2）各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値をもとに、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。